

佐世保工業高等専門学校事務情報化委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校における事務情報化の推進に関する事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校事務情報化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事務情報化の実施計画に関すること。
- 二 事務情報化の運用に関すること。
- 三 その他事務情報化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務課長及び学生課長
- 二 課長を除く事務部各課職員のうち当該課長が推薦し、委員長が適当と認めた者
- 三 技術室第1技術班職員のうち技術長が推薦し、委員長が適当と認めた者
- 四 情報サービス係長

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、学生課長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、必要により専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。